

中小企業金融円滑化法終了後も 当金庫の対応に変更はありません！

平成25年1月11日
中小企業者等金融円滑化センター

平成20年9月に発生したリーマン・ショック以降、世界的景気後退が発生し、企業経営に大きな悪影響が及びました。

そうした困難な状況にある中小企業者を支援するため、中小企業金融円滑化法が平成21年12月4日に施行されました。同法により、金融機関は中小企業者の業績回復までの資金繰り支援及び中小企業者の経営課題解決へ向けたコンサルティング機能の発揮を要請され、当金庫は、全力で地域の中小企業金融円滑化に取り組んでまいりました。

中小企業金融円滑化法は、数次の延長を経て、本年3月31日に最終期限が到来します。

信用金庫は、地域金融の円滑化を目的として設立された金融機関であります。中小企業金融円滑化は、当金庫の本来業務であり、法の期限が到来したからといっても何ら対応が変わるものではありません。

引き続き、全店舗の相談窓口及び本部に設置した金融円滑化支援センターにおいて、中小企業者の皆様のご相談に積極的に対応いたしますので、是非、ご利用ください。

なお、当金庫は中小企業者の皆様へのコンサルティング機能強化のため、平成24年11月5日に内閣特命担当大臣及び経済産業大臣より、「経営革新等支援機関」の第一号認定を受けました。経営改善計画書の策定支援だけでなく、成長戦略や海外展開、事業承継等の様々な経営課題に対する相談をお待ちしております。